

訴 状

2021（令和3）年8月20日

福井地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 吉 川 健 司

茂 呂 信 吾

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

事件の表示 公文書不開示処分取消等請求事件

訴訟物の価格 算定不能（160万円）

貼用印紙額 1万3000円

添 付 書 類

訴状副本 1通

甲号証写し 各1通

訴訟委任状 1通

当 事 者 目 録

〒

原 告

〒

(送達場所)

原告訴訟代理人弁護士 吉 川 健 司

〒

原告訴訟代理人弁護士 茂 呂 信 吾

〒910-0005 福井市大手3丁目17番1号

被 告 福 井 県 知 事 杉 本 達 治

第1 請求の趣旨

- 1 被告が、2019（令和元）年12月23日付け人第419号で原告に対してした「公文書一部公開決定通知書」の別紙の公開しない部分のうち、調査対象者の回答内容、および高浜町内の警備会社の名称の部分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、被告が2019（令和元）年12月23日付け人第419号で原告に対してした「公文書一部公開決定通知書」の別紙の公開しない部分のうち、調査対象者の回答内容、および高浜町内の警備会社の名称の公開決定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

- 1 本件訴訟に至る経緯及び被告による非公開決定

（1）問題発覚及び福井県による調査

訴外関西電力株式会社は、2019（令和元）年9月27日、「2011年から7年間にわたり、同社社長ら20名が高浜町元助役の訴外森山栄治（以下、「森山」という。）から、計3億2000万円相当の金品を受領していたことを発表した。この問題に関連して、同年10月3日、森山が福祉行政や嶺南振興担当の福井県幹部に贈答品を渡していた等との報道があった。

これに対して、福井県知事杉本達治（以下、「杉本知事」という。）は、同年10月4日、福井県議会において、上記事実関係を明らかにするために調査を行い、調査結果について福井県議会に説明する旨を表明した。

福井県は、同年10月15日、福井県の顧問弁護士3名で構成する高浜町元助役関係調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置した（以上、甲1・本文1頁）。

同調査委員会は、同年10月18日から調査を開始し、同年11月21日、

「高浜町元助役との関係にかかる調査報告書」（甲1、以下、「調査報告書」という。）を発表した。同調査により、現職の県職員12名と退職した県職員97名、計109人が森山から金品や贈答品を受領していたことが判明した。調査報告書は、「儀礼の範囲を越える金品を受領した職員については、森山氏との利害関係を考慮のうえ、厳正な処分を行うべきである」と結んだ（甲1・本文18頁）。

後に、福井県は、純金小判と商品券の計20万円相当を受け取った現職の県職員1名に対して戒告の懲戒処分を、退職した県職員28名に対して戒告相当、書面訓戒相当などの処分をした（甲2＝福井新聞2020（令和2）年3月1日付）。

（2）原告による公文書公開請求

原告は、2019（令和元）年11月25日、被告に対し、福井県情報公開条例（甲8、以下、特に断りなく「条例」という場合は福井県情報公開条例を意味する。）第5条に基づき、「関西電力の役員らに多額の金品を渡していた高浜町の元助役・森山栄治氏が福井県職員にも現金などを贈っていた問題について、県の調査委員会が11月21日に発表した調査委員会報告書の基礎・根拠とされた資料一式」の公開請求を行った（甲3）。

（3）原告の公文書公開請求に対する被告の処分

被告は、2019（令和元）年12月23日、原告に対し、公文書一部公開決定を行った（甲4＝「公文書一部公開決定通知書」。以下、「決定通知書」という。）。被告は、「調査対象者の回答内容」および「高浜町内の警備会社の名称」等を、条例7条1号、2号、5号、7号に該当するとして、非公開とした。

（4）原告の審査請求

原告は、2020（令和2）年2月13日、決定通知書の別紙の公開しない部分のうち、「調査対象者の回答内容」および「高浜町内の警備会社の名

称」等の公開を求めて、被告に対し、審査請求を行った（以下、「本件審査請求」という。）。

(5) 福井県公文書公開審査会の答申

被告は、同年8月28日、福井県公文書公開審査会（以下、「審査会」という。）に対して、原告の本件審査請求について諮問をした。

審査会は、2021（令和3）年2月9日、被告に前記の公文書一部公開決定が妥当である旨の答申書を提出し、同日、原告に答申書（写し）を送付した（甲5）。

(6) 原告の審査請求に対する被告の裁決

被告は、同年2月22日、原告に対して、「本件審査請求を棄却する」（主文）旨の裁決書（甲6）を送付し、同月24日、原告は裁決書を受領した。

2 本件処分の違法性（総論）

被告の裁決のうち、「調査対象者の回答内容」および「高浜町内の警備会社の名称」を不開示とした部分は、以下に述べるとおり、条例の解釈を誤ったものである。

- (1) 条例前文は、「地方自治の本旨に基づいた県政を推進するためには、県が、県政を負託している県民に対して、その諸活動の状況を説明する責務を全うすることが必要であり、このことは、同時に、県民の『知る権利』の実現に寄与することでもある。情報公開制度は、県がこのような『説明責務』を全うするための重要な制度であり、地方分権が進展し、今後ますます地方自治体と住民の自立と自己責任が求められていく中で、県民の理解と信頼を基本とする、公正で透明性の高い県政を実現する上においても、不可欠のものである」と定める。このように、福井県は、情報公開制度について、県民の「知る権利」の実現に寄与するとともに、福井県が県民に対して説明責任を全うするための重要な制度であり、不可欠なものであるとしている。

これを受けて、条例第3条は、実施機関の責務として、「この条例に基づく公文書の公開を請求する権利がじゅうぶんに保障されるように、この条例を解釈し、および運用しなければならない」と定める。

そして、条例第7条は、第1号ないし第8号に掲げる非公開情報を限定列挙し、これらが記録されている場合を除き、「公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」と定める。

(2) このような情報公開制度の目的、趣旨、原則開示の基本的枠組みからすると、実施機関は、原則として、公文書の公開義務があり、例外的に非公開とすることを認める条例第7条各号の各文言は、厳格かつ限定的に解釈されなければならない。これは、以下に述べる裁判例からも明らかである。

ア 第2号について

第2号は、法人等に関する情報について、「公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示とする。

「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の解釈に関しては、情報公開法第5条に関する以下の裁判例が参考にされるべきである。

まず、最高裁平成23・10・14集民238号57頁は、「競争上の地位、財産権その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であると判示する。

また、名古屋地判平成18・10・5（判タ1266号207頁）は、法5条2号イは不開示情報の要件として「正当な利益を害するおそれ」の存在を定めているが、法1条が定めている上記のとおり同法の趣旨及び目的、そして同法が行政文書の原則的な公開を義務付け、不開示情報を例外的なものとして位置付けている構造に照らすと、上記「おそれ」は公にすることにより当該法人の正当な利益を害する可能性があるというだけでは足りず、それにより当該法人の正当な利益が害される蓋然性が認められることが必要

というべきである」と判示する。

イ 第5号について

第5号は、個人または法人等が、「実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報」について、「通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報」を非開示とする。

「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」といえるためには、まず、法人等が非公開の条件を一方的に付しただけでは足りず、行政機関が当該条件を了承していることが必要である。

また、「法人等または個人における通例として」とは、当該法人等が非公開とすることが通例であると主張しさえすれば足りるわけではなく、当該法人または個人が属する業界、業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する（以上、宇賀「新・情報公開法の逐条解説・第7版」99頁）。

さらに、本号ただし書きは、原則的には不開示とされる情報であっても、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示する旨を定める。これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命等の利益と、これを公にしないことによる法人等の利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときには、これを開示する趣旨である。

ウ 第7号について

第7号のイないしホは、公にすることによりイないしホに係る事務に関し、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、「その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とする。

大阪地判平成19・6・29（判タ1260号186頁）は、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、名目的、抽象的に当該

事務または事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務または事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要というべきであると判示している。

3 「調査対象者の回答内容」について

(1) 被告の不開示理由

被告が不開示とした理由は以下のとおりである。

「高浜町元助役からの金品受領等の有無や県行政への要請の有無等を調査するという本件調査の性格上、調査対象者の回答内容には、自己のほか、他の職員にとって不利益な内容が含まれる可能性も否定できない。

また、回答に当たり、調査対象者に対し、回答内容を公開する旨を明示していたという事情も認められない。

これらのことから、調査対象者の回答内容は、実施機関の要請を受けて、公にしないことを前提として任意に回答したものであると認められ、その内容が公開された場合、今後同種の調査を実施する際に、回答内容が公開される可能性があるとの認識の下、自らの不利益な情報が公開されることを危惧して、回答を拒んだり十分な回答を控えたりするなど、調査対象者から調査への協力を得られなくなるおそれがあり、公にしないことを前提として調査を行ったことには十分な合理性が認められる。

したがって、調査対象者の回答は条例第7条第5号に該当する」（甲6・8頁）

さらに、「調査対象者の回答内容が公開された場合、今後同種の調査を実施する際に調査対象者から調査への協力を得られなくなるおそれがあり、事実の正確な把握が困難になることから、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、調査対象者の回答は条例第7条第7号の非公開情報に該

当する」(甲6・8頁)。

(2) 被告の主張への反論

ア 条例第7条第5号該当性について

(ア) 調査委員会による調査において、調査対象者から非開示とすることの申出があったか否か、仮にあったとして、調査委員会が当該条件を了承したのか否かは不明である。調査報告書の「調査方法」の部分においても、調査の主体についての言及はあるものの、調査対象者に対する非開示約束の有無についての言及はない(甲1・本文3～4頁)。

したがって、そもそも「第5号」に該当しない。

(イ) 被告の不開示理由は、本件調査対象者である地方公務員と民間人(一般市民、法人等)を区別していない点でも誤っている。

すなわち、本件調査の対象者は、特別職、森山と関係・接点が想定される部局の部長級、副部長級等の現職の地方公務員及び退職した地方公務員である(甲7・本文3頁)。

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない(地方公務員法30条)、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則等に従わなければならない(同法32条)、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない(同法33条)。そして、職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合には懲戒処分を受ける(同法29条1項)。

このように特別の義務が課される地方公務員の地位に照らすならば、調査対象者は、森山との間でどのような金品等のやり取りがあったのかについて、自らすすんで事実を申告すべき義務があるというべきである。

したがって、万が一、調査主体と調査対象者との間で調査内容・結果についての非開示約束がなされたとしても、地方公務員法に違反する無効な約束

であり、不開示理由にはなり得ない。

(ウ) 調査委員会の調査は、県の歴代幹部が、長年に渡って、森山から社会的儀礼を遙かに超える金品等を受け取っていた、という地方公務員としてあるまじき行為が行われてきた事実を検証するために行われたものである。

加えて、調査委員会は、福井県の顧問弁護士3名を委員とするものであり、しかも、聞き取り調査に応じた218人中、委員による調査は56人であり、残りは、県職員（人事課長と参事2人、総務部長と同副部長の5人）によるものであった（甲1・本文3頁）。この点について、調査委員会の調査には独立性、中立性において疑念を抱かざるを得ないものである（甲2）。

真相究明を求める県民にとって、調査報告書作成のための原資料である調査対象者の回答内容に重大な関心を持つのは当然である。回答内容を開示することによって、県民の知る権利に答え、県の行政が森山によって不当に歪められていた状態を正常化し、ひいては、県民の生命、健康、生活、財産が福井県によって正常に保護されるようにするという得られる利益と比較するならば、回答内容を公にしないことによって得られる利益は地方公務員が自らの違法性を疑われても仕方のない行為を県民に知らせないようにして、正当な批判を受けないようにするというものにすぎず、前者の利益が後者の利益を上回ることは明らかである（条例7条5号ただし書き）。

(エ) 小括

したがって、不開示情報は、第5号には該当しない。

イ 第7号該当性について

被告は、「調査対象者の回答内容が公開された場合、今後同種の調査を実施する際に調査対象者から調査への協力を得られなくなるおそれがあり、事実の正確な把握が困難になることから、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」と述べる。

しかし、前述したように、「支障」の程度については、名目的、抽象的に

当該事務または事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務または事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要である。被告の裁決書の内容から、支障が生じる相当の蓋然性があることが、具体的に明らかにされたとは到底認められない。

そもそも、被告は、地方公務員である福井県職員に対して、調査に応じるよう職務命令を出すことが可能であり、調査に応じなければ懲戒処分さえ可能である。にもかかわらず、福井県職員が、将来、同種の事案が生じた際に、懲戒処分を受けたとしても調査に応じず、その結果、県の行政の遂行に支障が生じるようなことが起きる蓋然性が高いとは到底認められない。

また、本件は、県の歴代幹部ら109人が金品等を受領していた前代未聞の事件である。今後も同種の事件が発生することを想定し、同種の調査を実施しなければならない蓋然性は著しく低いはずであり、したがってまた、事務に支障が生じる相当の蓋然性は認められないというべきである。

さらに、もし、今後も同種の事件が発生することを想定した上で「支障」の可能性を云々しているのであれば、被告の再発防止策は画餅といわざるを得ず、根本的に検討し直す必要があるであろう。しかし、被告が、現在までの間に、再発防止策に不備があることを認めたことはない。

したがって、不開示情報は、第7号にも該当しない。

4 「高浜町内の警備会社の名称」について

(1) 被告の不開示理由

被告が不開示とした理由は以下のとおりである。

「当該警備会社は高浜町元助役が取締役を務めていたことを理由に、県からの発注状況に関する調査の対象とされており、その名称が公開された場合、高浜町元助役の問題に関連して調査対象となった事実が一方的

に公開されることにより、風評被害や社会的信用の失墜等、同社の社会的評価が損なわれるおそれがあることから、公にすることにより、同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、令和2年3月14日に電力事業者が設置した第三者委員会の調査報告書が公表され、当該報告書では同社の名称が記載されていることから、それ以降は同社の名称は推測可能な状態にあるものと認められる。しかしながら、処分庁が本件処分を行った令和元年12月23日時点では、新聞報道を含め同社の名称が記載されているものはほとんどなく、公にされていたとは言い難い。したがって、高浜町内の警備会社の名称は条例第7条第2号に該当する」（甲6・9頁）。

（2）被告の主張への反論

前述したとおり、条例第7条第2号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、名目的、抽象的に当該事務または事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務または事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要である。

しかし、被告は、単に抽象的に、「風評被害や社会的信用の失墜等、同社の社会的評価が損なわれるおそれがある」と述べるに止まり、同社の名称を公表した場合に、同社にいかなる事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められるかについて、実質的、具体的に検討した形跡がない。

また、被告は、2020（令和2）年3月14日以降は同社の名称は推測可能な状態にあるが、「本件処分を行った令和元年12月23日時点では、新聞報道を含め同社の名称が記載されているものはほとんどない」とも、不開示を正当化する理由とする。

しかし、インターネットのグーグル検索結果（甲7）から明らかなどおり、

2019（令和元）年12月23日以前に「高浜町、森山、助役、警備会社」の語句で検索すれば、警備会社の名前としてオーイングを明記した新聞記事が複数存在する。

したがって、不開示にした情報は、条例第7条第2号には該当しない。

第3 結語

情報公開制度は、県民の「知る権利」の実現に寄与するとともに、県民に対して説明責任を全うするための重要な制度であり、不可欠なものである。そして、条例第3条は、実施機関の責務として、「この条例に基づく公文書の公開を請求する権利がじゅうぶんに保障されるように、この条例を解釈し、および運用しなければならない」と定める。

被告の裁決は、情報公開制度の趣旨、条例の目的に反していることは明らかである。

よって、原告の請求は認められるべきであるから、請求の趣旨記載の判決を求める。

以 上